除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあっては、送配電関連固定費

二・三　（略）

2・3　（略）

（届出料金に関する準用）

第三十条　（略）

2　第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備回収金	系統整備回収金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	託送回収金相当金	託送回収金相当金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備負担金相当金	系統整備負担金相当金（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	特定系統整備準備金引当	特定系統整備準備金引当（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）	特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	系統整備負担金相当収益	系統整備負担金相当収益（額が変動する場合に限る。）の変動額
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）	託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）（額が変動する場合に限る。）の変動額

除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあっては、送配電関連固定費

二・三　（略）

2・3　（略）

（届出料金に関する準用）

第三十条　（略）

2　第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）